

墨田区国民健康保険運営協議会資料

開催日時 令和6年9月25日（水） 午後2時から

会場 墨田区役所 庁議室（7階）

議題 第1 会長及び同職務代理者の選任について

（諮問事項）

第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

第3 墨田区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

（資料）

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要・・・・・・・・・・P1

2 墨田区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）概要・・・・・・・・P2

（参考資料） マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 国民健康保険法の一部改正への対応

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

（改正内容）

過料に関する規定から被保険者証の返還に係る部分を削るほか、引用条文に移動等が生じることに伴い、関係規定を整備する。

2 国の通知による制度運用への対応

認知症などで判断能力が不十分で、かつ身寄りの有無が判明できない者が、急患等で医療機関等を受診した場合において、資力の有無が不明である又は資力の活用が困難であるなど、直ちに医療費を支払うことができない事情があるときは、職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、一部負担金及び保険料の徴収猶予を最長1年活用するよう国から通知があったことを踏まえ、これに対応するための改正を行う。

（改正内容）

保険料の徴収猶予については、6か月以内の期間と規定しているが、上記の事情があるときは、最長1年以内の期間とする特例を規定する。

※ 一部負担金の徴収猶予については、条例で期間を規定していないことから、改正は不要である。

3 施行期日等

令和6年12月2日。被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料については、その行為が施行の日前又は施行の日以後、被保険者証の有効期間においてしたものであるときは、改正前の規定による。

また、保険料の徴収猶予の特例については、令和6年度分の保険料のうち、令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用する。

墨田区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）概要

1 改正理由

被保険者の資格確認がマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とした仕組みへ移行するに当たり、国民健康保険に係る手続等を規定する国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 「資格確認書」の交付申請等に係る規定の新設

マイナ保険証を保有しない者へ交付する「資格確認書」について、交付申請、再交付申請、更新等に係る手続等を規定する。

なお、当分の間、申請によらず交付する運用とするが、マイナンバーカードを紛失した場合や介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある場合などは、申請により「資格確認書」を交付する。

(2) 「資格情報のお知らせ」の再通知に係る規定の新設

マイナ保険証を保有する者が、新たに国民健康保険へ加入したときや、資格情報に変更があったときなどに交付する「資格情報のお知らせ」（規則上は、「資格情報通知書」と規定）について、これを紛失等した場合における再通知の申請に係る手続等を規定する。

(3) 特別療養費を支給する際の通知等に係る規定の新設

保険料を滞納している世帯主に対し特別療養費を支給する旨の通知のほか、当該通知に併せて行うこととなる「資格確認書」の返還の求めについて、その手続等を規定する。

(4) その他の改正

被保険者証に係る規定を削る等、所要の規定整備を行う。

3 施行日

令和6年12月2日

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部施行に伴い、**令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とした仕組みへ移行する。**

2 現行の健康保険証について

令和6年12月2日以降は、新規加入者、資格異動者等に対し、健康保険証の発行を行わない。
現在お持ちの健康保険証（令和6年12月1日までに交付されたもの）については、記載された有効期限（国民健康保険は最長で令和7年9月30日、後期高齢者医療制度は最長で令和7年7月31日）まで、引き続き使用することができる。

3 令和6年12月2日以降の新規加入者、資格異動者等の取扱い

マイナ保険証を**保有していない方**

医療機関や薬局を利用するときに提示する「**資格確認書**」（様式例はP.5参照）を交付する。

マイナ保険証を**保有している方**

ご自身の資格情報を簡単に確認できる「**資格情報のお知らせ**」（様式例はP.6参照）を交付する。

医療機関や薬局を利用するときはマイナ保険証を提示するが、マイナ保険証に対応していない医療機関や薬局には、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルの資格情報画面を提示する。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

4 「加入者情報のお知らせ」について

保険者（区及び東京都後期高齢者医療広域連合）が把握している**加入者情報（マイナンバーの下4桁を含む。）**を通知し、ご自身の**マイナンバーが正しく紐づいていることを確認してもらうこと**で、全ての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるようにする。

国民健康保険の加入者（約5万人、約3万9千世帯）に対し、**令和6年9月中に通知**する。

後期高齢者医療制度の加入者に対しては、東京都後期高齢者医療広域連合が、令和6年7月の健康保険証の一斉更新時に加入者情報を併せて通知している。

5 令和7年度の予定

現行の健康保険証の有効期間終了前に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者に対して、**「資格確認書」（マイナ保険証を保有していない方）又は「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証を保有している方）を一斉交付**する。

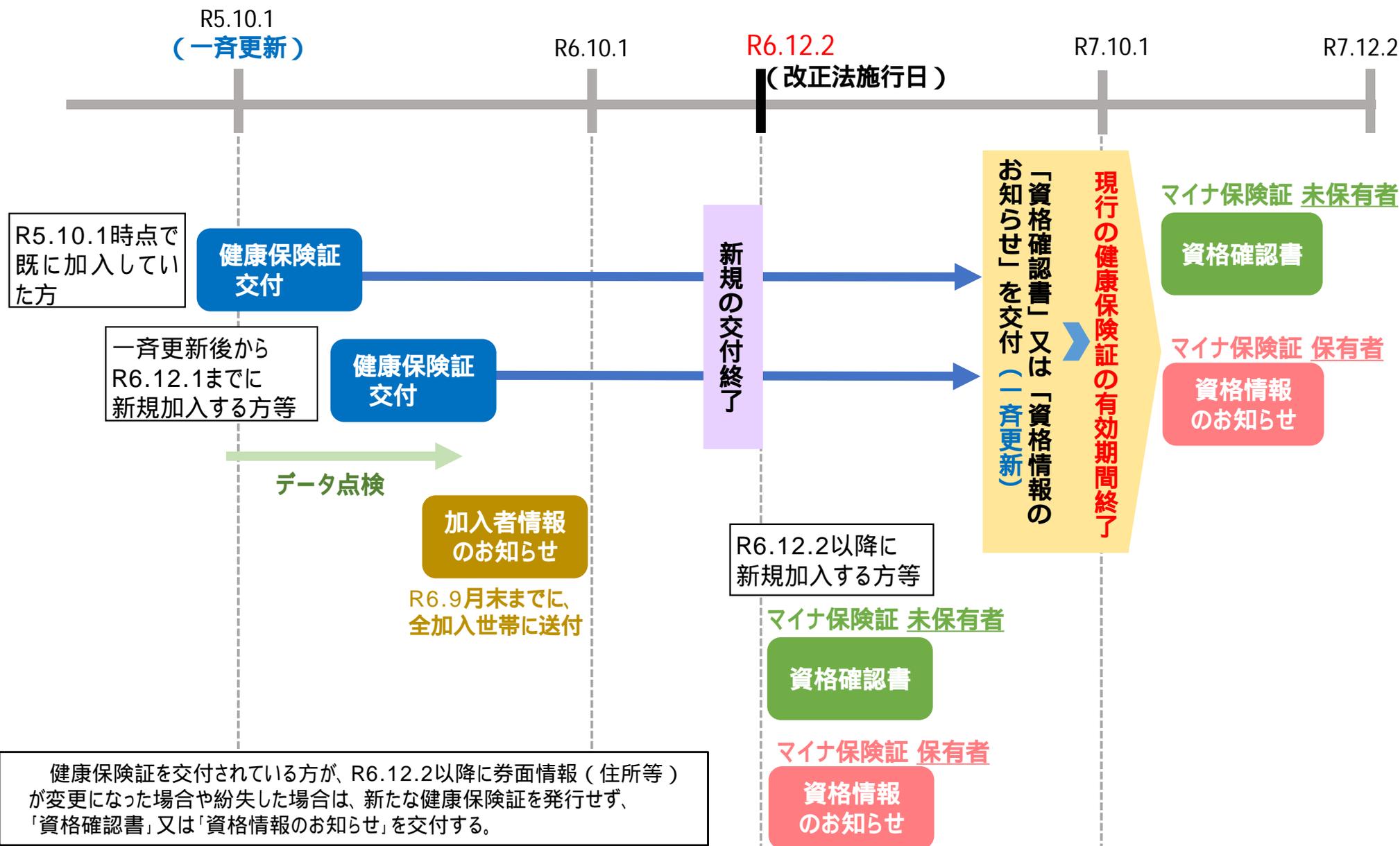
「資格確認書」は、原則、本人の申請により交付するが、申請漏れ等を防止するため、マイナ保険証を保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、当分の間、本人の申請によらずに交付する運用とする。

6 周知方法

「加入者情報のお知らせ」については令和6年9月に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については令和6年11月に、区のお知らせ、区のウェブサイト等にて周知する。

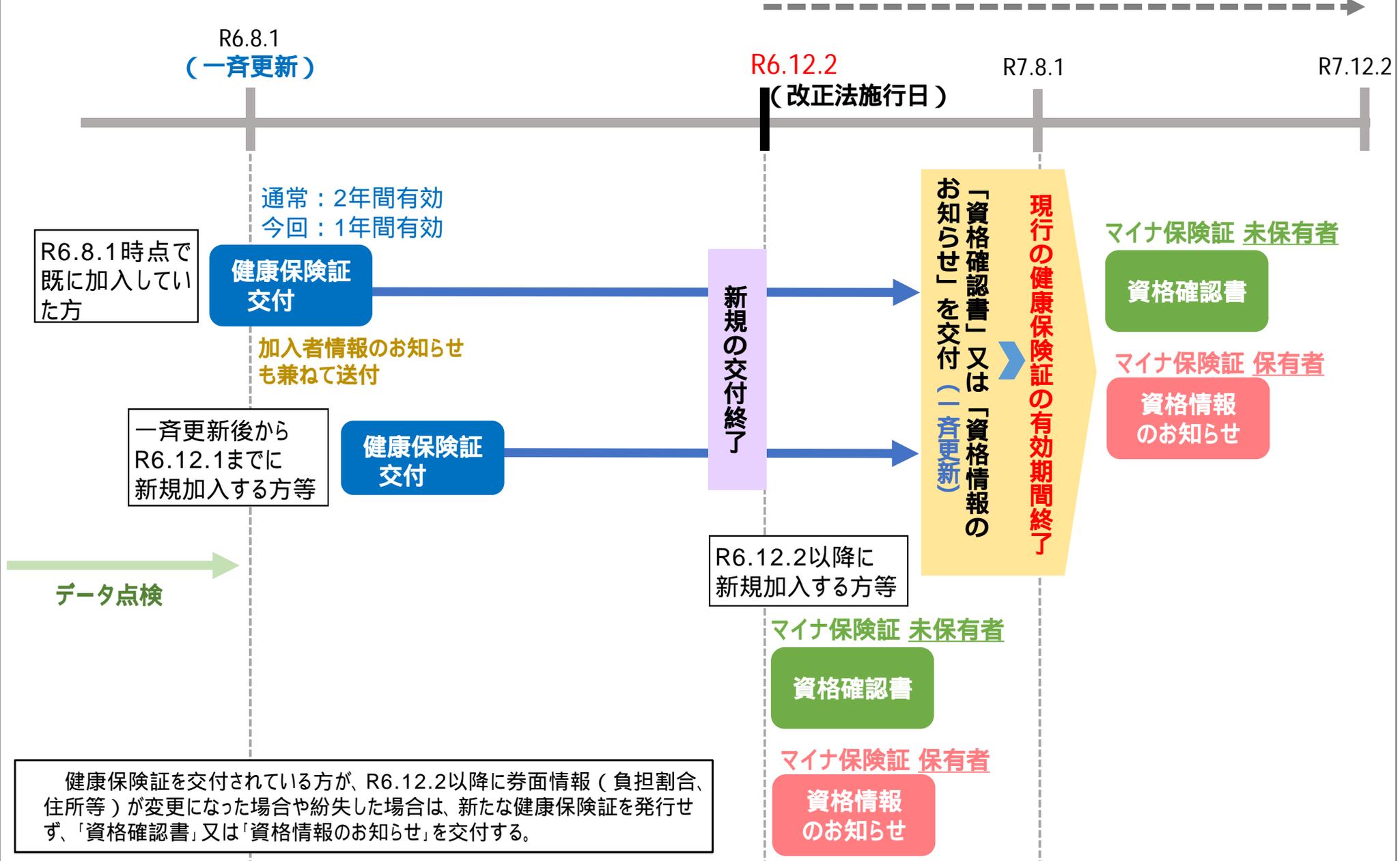
【国保】マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたスケジュール

改正法の仕組み：R6.12.2以降は健康保険証の発行不可
 （ただし、R6.12.2時点で有効な健康保険証は、最長1年間有効）



【後期】マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたスケジュール

改正法の仕組み：R6.12.2以降は健康保険証の発行不可
 (ただし、R6.12.2時点で有効な健康保険証は、最長1年間有効)



(参考) 資格確認書の様式例 (マイナ保険証を保有していない方)

(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

現行の健康保険証と同様に、**カード型（紙素材）の「資格確認書」**を交付する。

(裏 面)

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____]

(参考) 資格情報のお知らせの様式例 (マイナ保険証を保有している方)

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ 知		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

ご自身の資格情報を簡単に
確認できる「資格情報のお
知らせ」(A4サイズ)を
交付する。